

## 社会福祉法人島田市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人島田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

- (1) 理事たる会長 月額 50,000 円
- (2) 理事たる副会長 日額 3,000 円
- (3) 常務理事 月額 250,000 円
- (4) 理事 日額 3,000 円
- (5) 監事 日額 3,000 円

2 常務理事の報酬については、職員が兼務する場合は、前項の規定にかかわらず支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員が、その職務のため旅行したときは、別に定める職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 月額報酬を支給するに当たっては、別に定める職員給与支給の例による。

3 月額報酬を受ける者にあつては、月途中で就任又は退任した場合は日割り計算とし、任期満了又は死亡等により離職した場合は、その月の報酬は全額支給する。

4 日額報酬を受ける者にあつては、職務に従事した都度支給する。ただし、同日に複数の会議等に出席した場合であっても、会議等の区分にかかわらず重複して支給しないものとする。

5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。